

盛岡地方振興局長告示第 61 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 条）第 52 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良区の換地計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、平成 20 年 5 月 2 日から平成 20 年 6 月 2 日まで関係書類を縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 30 日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

土地改良区名（所在地）	地区名（工区名）	縦覧書類	縦覧場所
一方井土地改良区	浮島	当該決定に係る換地計画の写し	盛岡市玉山総合事務所及び岩手町役場